

航空機で第三国向けに積み替えられる畜産物等の取扱要領

航空機で外国から我が国へ輸入され、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の許可を受けずに、航空機で第三国へ輸出される畜産物等の動物検疫上の手続は、本要領に基づき実施する。

本要領に基づく手続は、可能な範囲において電子メール等により行うことができる。

1 定義

- (1) 畜産物等とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第2号から第8号までに掲げる物をいう。
- (2) 指定港とは、規則第47条で指定された港のうち、第三国向けに積み替えられる畜産物等の種類につき輸入が認められている空港をいう。
- (3) 到着空港とは、畜産物等が、外国から我が国に最初に取り卸される空港をいう。
- (4) 積出空港とは、取卸された畜産物等が、第三国へ輸出するために航空機に搭載される空港をいう。
- (5) 積替えとは、畜産物等が外航機から他の外航機へ積み替えられる場合又は一旦指定港内に蔵置若しくは国内輸送された後に他の外航機へ積み替えられる場合をいう。
- (6) 積替者とは、第三国向けに積み替えられる畜産物等の手続を行う者又はその代理人をいう。

2 畜産物等の条件

- (1) 積み替えられる畜産物等は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第36条第1項第1号に掲げる物（指定禁止物）ではないこと。
- (2) 畜産物等には、仕出国の政府機関により第三国向けに発行された検査証明書又はその写し（以下「検査証明書等」という。コピー機等で複写したものを含む。）が添付されていること。
- (3) 畜産物等の到着空港及び積出空港は指定港であること。
- (4) 到着空港及び積出空港の畜産物等の蔵置場所は、法第40条第3項に基づく指定港内の家畜防疫官が指定した場所であること。
- (5) 畜産物等は箱等の容器に包装されており、到着した荷姿のまま積み替えられること。

3 到着空港と積出空港が同一である場合の手続

- (1) 到着空港の動物検疫所は、積替者に対して、畜産物等の到着前に以下の書類を提出させる。
 - ア 航空貨物積替届出書（別記様式1）
 - イ 2（2）に掲げる検査証明書等
- (2) 家畜防疫官は、3（1）で提出された書類により、2に掲げる事項を充足していることを確認し、家畜防疫上必要な指示を行うとともに、別記様式1の動物検疫所

欄に日付印を押印し、積替者に返却する。

- (3) 家畜防疫官は、積替者から異常の報告を受けた場合は、積替者に対し、防疫上の指示を与え必要な措置を執る。

4 到着空港と積出空港が異なる場合の手続

- (1) 到着空港から積出空港まで輸送する際は、本要領の規定の他に「航空貨物の送致手続について」（平成22年12月10日付け22動検第872号）の考え方を準用すること。
- (2) 到着空港の動物検疫所は、積替者に対して、畜産物等の到着前に以下の書類を提出させる。
 - ア 航空貨物空港間積替届出書（別記様式2）
 - イ 2（2）に掲げる検査証明書等
 - ウ その他積出空港への送致手続に必要なもの
- (3) 家畜防疫官は、4（2）で提出された書類により、2に掲げる事項を充足していることを確認し、到着空港から積出空港までの輸送における家畜防疫上必要な指示を行い、別記様式2の到着空港動物検疫所欄に日付印を押印するとともに、積出空港の動物検疫所に情報共有する。
- (4) 家畜防疫官は、到着空港から積出空港までの輸送中の事故等、積替者から異常の報告を受けた場合は、積替者に対し、防疫上の指示を与え必要な措置を執る。
- (5) 積替者は、航空機で畜産物等が第三国へ輸出された後、速やかに、積出空港を管轄する税関がその旨を確認した「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C-2120号）の写しを、積出空港を管轄する動物検疫所に提出する。報告を受けた家畜防疫官は、別記様式2の積出空港動物検疫所欄に日付印を押印するとともに、到着空港の動物検疫所に情報共有する。

別記様式 1

航空貨物積替届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

積替者住所
氏名
連絡先

第三国向けに畜産物等を積み替えたいので、「航空機で第三国向けに積み替えられる畜産物等の取扱要領」に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

1 畜産物等の情報

畜産物等の種類	
数量及び重量	
仕出国・地域	
仕向国・地域	
搭載予定空港・便名・出発年月日	
到着年月日	
積替空港及び蔵置場所	積替空港： 蔵置場所：
積替予定便名・出発年月日	
AWB番号	
その他参考となる事項	

※各情報は、必要事項が記載された書類の提出に代えることができる。

2 誓約事項

- (1) 畜産物等には、家畜伝染病予防法第36条第1項第1号に規定する指定禁止物は含まれません。
- (2) 畜産物等は、関税法第67条に規定する輸入の許可を受けません。

動物検疫所記入欄（動物検疫所欄への日付印の押印をもって承認したものとする）

指示事項	動物検疫所
・ 畜産物等は、1の蔵置場所において、家畜防疫上安全に蔵置すること。 ・ 作業中の事故防止に十分留意すること。 ・ 万が一事故が発生した場合は、直ちに、動物検疫所に連絡すること。	

（注）1枚に収まるよう調整して作成すること。

別記様式 2

航空貨物空港間積替届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿（※到着空港を管轄する動物検疫所を記載）

積替者住所
氏名
連絡先

第三国向けに畜産物等を積み替えたいので、「航空機で第三国向けに積み替えられる畜産物等の取扱要領」に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

1 畜産物等の情報

畜産物等の種類	
数量及び重量	
仕出国・地域	
仕向国・地域	
搭載予定空港・便名・出発年月日	
到着空港及び蔵置場所	到着空港： 蔵置場所：
到着年月日・積出空港への輸送年月日	
積出空港及び蔵置場所	積出空港： 蔵置場所：
積出予定便名・出発年月日	
AWB番号	
車両番号・その他参考となる事項	

※各情報は、必要事項が記載された書類の提出に代えることができる。

2 誓約事項

- （1）畜産物等には、家畜伝染病予防法第36条第1項第1号に規定する指定禁止物は含まれません。
- （2）積み替えられる畜産物等は、関税法第67条に規定する輸入の許可を受けません。
- （3）国内における畜産物等の取扱いについては、家畜防疫官の指示に従います。
- （4）畜産物等が第三国へ輸出された後、要領の4（5）に基づき、必要書類を添えて速やかに報告を行います。

動物検疫所記入欄（到着空港動物検疫所欄への日付印の押印をもって承認したものとし、積出空港動物検疫所欄への日付印の押印をもって積出完了を確認したものとする）

指示事項	到着空港動物検疫所	積出空港動物検疫所
・積み替えられる畜産物等は、1の蔵置場所において、家畜防疫上安全に蔵置すること。 ・輸送中の事故防止に十分留意すること。 ・万が一事故が発生した場合は、直ちに、動物検疫所に連絡すること。	連絡先	

（注）1枚に収まるよう調整して作成すること。